

居宅介護支援サービスのご紹介

(重要事項説明書)

< 令和 8年 6月 1日 ~ >

社会福祉法人 九十九会

ユートピアつくも在宅介護相談センター

居宅介護支援サービスのご紹介

(重要事項説明書)

1 サービスの目的

居宅介護支援サービスは、介護保険制度を利用されるお客様を対象に、様々な障害を抱えながらも、住み慣れたご自宅で自立した日常生活が送れますよう、お客様の心身の状態に応じた、またご家族の希望に沿った「居宅サービス計画」の作成などを行うものです。

2 サービスの担当者

お客様のご相談に応じる担当者は、厚生省令で定められた試験に合格し、研修を終了した下記の介護支援専門員ですので、ご不明な点などありましたら、なんでもお気軽にご相談ください。

◎ 担当者名 杉原 雅直

◎ 電話番号 052-263-3380

◎ FAX番号 052-263-3392

3 ユートピアつくも在宅介護相談センター（居宅介護支援事業所）の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定状況及びサービス提供地域

事業所名	ユートピアつくも在宅介護相談センター
所在地	〒460-0007 名古屋市中区新栄三丁目 32 番 17 号
介護保険指定番号	2370600260
通常のサービス提供地域	千種区、東区、中区、昭和区

上記の地域以外にお住まいの方でも、ご希望の方はご相談下さい。

(2) 当事業所の特徴（運営方針）

お客様の心身の状態をふまえて、また、お客様の意志や人格を尊重し、可能な限り居宅での日常生活が送れるよう援助します。

他の保健・医療・福祉・介護保険サービスと連携を図り、お客様の立場に立って、公正中立な運営を図ります。

(3) 介護支援専門員等の体制

区 分	人 数	主 な 職 務 内 容
管 理 者	1名 (常勤) * 介護支援専門員を兼務	介護サービス等管理業務の統括・代表
介護支援専門員	1名 (常勤)	介護サービス等管理業務の企画調整・実施

(4) 営業日・営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く
営業時間	午前9時から午後5時まで

(5) 課題分析の方法

居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会・作成） 若しくは
ケアマネジメントオンライン様式 により行ないます。

4 居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ

おおむね次の手順で進めてまいります。

(1) お客様から居宅介護支援サービスの利用申し込み



(2) お客様のご自宅を訪問し、お客様の心身の状態やおかれている環境等を拝見し、可能な限りご自宅で自立した日常生活が送れますよう、解決すべき課題を把握・分析いたします。



(3) お客様やご家族の方が、どのような介護サービスをどの程度の頻度でご利用されたいかご希望をお伺いいたします。



(4) 上記(2)の解決すべき課題や(3)のご希望を考慮し、また主治医やサービス事業者と協議して、お客様に適した1ヶ月単位の介護サービスの利用計画である「サービス利用票（居宅サービス計画）」を作成いたします。

また、介護サービスを利用された際に、お客様にご負担していただく利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」を作成いたしますので、併せてご確認していただきます。



(5) 「サービス利用票（居宅サービス計画）」に基づき、介護サービスが計画的に提供されます。



(6) 介護サービス提供後も、継続的にお客様の心身の状態や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じて「サービス利用票（居宅サービス計画）」の変更を行いません。

*居宅介護支援サービス等の紹介等について

居宅介護支援サービスの実施にあたって、ご利用者様は、居宅支援事業所に対して複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所等について、その位置づけた理由を求めることができます。

5 介護サービスを利用するにあたっての重要事項

(1) お客様にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。

ご連絡をいただきませんと、お客様にいったん費用を全額立て替えていただく場合がございます。

(2) 被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証に変更があったとき、また介護保険負担割合証について負担割合に変更があった場合、お手数ですが必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。

(3) 入院時には担当ケアマネジャーの事業所名・氏名等を入院先医療機関にお知らせください。

6 居宅サービス計画の作成以外にご提供できるサービス内容

当事業所では、「居宅サービス計画」の作成以外に、お客様のご依頼に基づき、次のサービスをご提供させていただくことができますので、お気軽にご相談ください。

(1) お客様のご依頼に基づき、区役所の窓口で、要介護認定の申請（新規・変更・更新）を代行いたします。

ただし、代行にあたっては、手続き上お客様の被保険者証を一時お預かりいたしますので、ご了承願います。

(2) お客様のご依頼に基づき、区役所の窓口で「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出を代行いたします。

ただし、代行にあたっては、手続き上お客様の被保険者証を一時お預かりいたしますので、ご了承願います。

(3) その他、介護保険制度に関するご相談にお応えいたします。

7 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

◎要介護・要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されますので、お客様のご負担はありません。

◎ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合（保険給付が受けられない場合）には、サービス内容に合わせて、1ヶ月あたりの利用料（居宅介護サービス計画作成費）をお客様に全額ご負担いただくことになります。

居宅介護支援報酬

- ・要介護度1・2 1086 単位/月
- ・要介護度3・4・5 1411 単位/月

※サービス単価 … 名古屋市においては、1単位当たり 11.05円

【加算料金】

- ・初回加算 300単位/月 ※新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合
- ・介護職員等処遇改善加算 その月の居宅介護支援報酬の総単位数 × 2.1% = 加算単位数
- ・入院時情報連携加算（Ⅰ） 250単位/月
- ・入院時情報連携加算（Ⅱ） 200単位/月
 - ※入院時情報連携加算（Ⅰ）…入院当日に情報提供(提供方法問わず)
 - ※入院時情報連携加算（Ⅱ）…入院後3日以内に情報提供(提供方法問わず)
- ・退院退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450 単位	600 単位
連携2回	600 単位	750 単位
連携3回	×	900 単位
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/回
 - ※病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。
- ・ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月
 - ※末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した場合（在宅訪問後24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む）
- ・通院時情報連携加算 50単位/月
 - ※病院・診療所において医師または歯科医師の診察時に同席し情報提供を行うと共に医師、歯科医師より情報提供を受けたうえでケアプランに記録。
- ・（看護）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位/月
 - ※（看護）小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者に関する必要な情報を提供し、居宅サービス計画の作成等に協力。

【減算料金】

- ・業務継続計画未策定、高齢者虐待防止措置未実施の場合は所定単位数×1/100の減算を行う。

(2) 交通費

◎上記3(1)の通常のサービスの提供地域にお住まいのお客様は無料です。

◎それ以外の地域にお住まいのお客様は、介護支援専門員がご自宅を訪問する都度、交通費として下記の金額をご負担いただきます。

- 当事業所から片道おおむね5キロメートル未満 200円
- 当事業所から片道おおむね5キロメートル以上 400円

8 事故が発生した場合の対応

居宅介護支援の提供時に、お客様に事故が発生した場合には、速やかに関係機関及びご家族の方にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9 秘密の保持

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得たお客様やご家族の情報は、ご了解なしに他人に漏らすことはありません。

なお、介護サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、サービス事業者にお客様やご家族の情報を提供することがありますので、あらかじめご承知おきください。

その中で医療サービスの位置づけが必要な場合において、主治医ないし歯科医師等に対して意見を求めることができるものとします。この意見を求めた主治医ないし歯科医師等に対して介護予防サービス・支援計画を交付します。また、訪問介護事業所等利用し口腔・服薬等の報告をケアマネジャーが受けた場合、ケアマネジャーが把握した情報も含めて主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報を提供します。

10 サービス内容に関する苦情

(1) お客様に提供した居宅介護支援に関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

- お客様相談窓口
電話番号 052-263-3380
FAX番号 052-263-3392
担当者 杉原 雅直
苦情解決責任者 安田 亮

(2) お客様は、当事業所以外に、区役所の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

各区役所介護保険係	中区	052-265-2324
	千種区	052-753-1848
	東区	052-934-1195
	昭和区	052-735-3918
名古屋市役所介護保険課		052-972-3087
国民健康保険団体連合会	苦情・相談窓口	052-971-4165

11 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また介護支援専門員に対し、業務継続経過について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

(1) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。

その結果を介護支援専門員に周知徹底します。

(2) 事業所における感染症の予防およびまん延防止の為に指針を整備します。

(3) 介護支援専門員に対し感染症の予防及び蔓延防止の為に研修及び訓練を定期的を実施します。

13 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待防止等のために次に掲げる措置を講じるよう努めるものとします。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 利用者及び事業所等からの連絡・通報を受けた際に、適切に対応するための指針の整備や体制の整備を行います。

(3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施していきます。

(4) 虐待防止の委員会の設置。定期的を開催しその結果を職員へ周知していく体制の整備。

(5) 虐待や虐待と思われる事象を発見した際は、速やかに関係機関（行政含む）へ連絡し、連携・協力を努めます。

14 暴言・暴力・ハラスメントについて

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策の為に、次の措置を講ずるものとします。

(1) 利用者や職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施していきます。

(2) 職員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備。

(3) 暴言・暴力・ハラスメント行為《介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する》

が利用者やその家族等から、職員に対してあった場合、その状態が改善されない場合は、文書にて通知する事によりこの契約を直ちに（例：1週間をもって、1カ月をもって）解約するだけでなく、法的な措置、損害賠償を求める事があります。

15 その他の重要事項

居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業者に依頼することは、お控えくださるようお願いいたします。（依頼を取り下げた後、別の事業者にご依頼されることはかまいません。）

前6カ月間に作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護、（地域密着型）通所介護、福祉用具貸与ごとの回数のうち、同一の事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）についてご希望があれば書面で説明いたします。

本書は、2部作成して双方1部ずつ保管します。

令和 年 月 日

お客様

私は、契約書及び本書面により、事業者からサービスについて重要事項の説明を受け、同意しました。

<住所> 名古屋市中区正木一丁目15番24号

<氏名> _____ 印

代理人等

私は、本人の意思を確認の上、本人に代わり上記署名を行いました。

<住所> _____

<氏名> _____ 印

<本人との関係> _____ <代筆の理由> _____

事業者

サービスの提供開始にあたり、お客様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

<所在地> 名古屋市中区新栄三丁目32番17号

<名称> ユートピアつくも在宅介護相談センター

<代表者名> 安田 亮

